

## 第8 権利保護保険（通称「弁護士保険」）

### 1 権利保護保険の内容と必要性

権利保護保険とは、市民が法的な紛争に遭遇した場合に、それを解決するために必要な費用を保険金として支払うというものである。したがって、この保険の利用者は保険料を支払うことが必要であるが、現実には法的な紛争に巻き込まれたときに必要となる費用と比べて低廉な保険料支払いで賄える点に長所がある。

弁護士へのアクセス障害の大きな理由は、弁護士費用であり、この問題を解決しなければ司法へのアクセスそのものの保障がないも同然である。この問題を解決する一つの方法として、この保険の必要性が肯定される。

### 2 外国及び国内の状況

この保険を検討した日弁連業務改革委員会の検討グループが参考としたドイツ、イギリス等の保険を見ても、その国の紛争解決方法に合わせた保険制度でなくては利用しやすいものとはならないことが理解できる。ドイツでの普及は世帯数40%程度、イギリスでの普及は人口の60%程度で、そのような保険の普及が司法による紛争解決に道を開いていることが理解される。

日本国内においては、従来から自動車損害賠償保険の内容の一つとして、被害者の弁護士費用を保険金として支払う損害保険が存在している。しかし、最近このような交通事故以外の法分野に関しての弁護士費用をまかなう保険が複数発売されるようになってきている。日弁連LACは、このような多分野での普及活動とともに、中小企業向け弁護士保険の研究をしてきたが、その情報が保険会社各社に普及している状況もあり、今後個人だけではなく中小企業に対する広がり期待し、個人だけではなく、法人も法的な需要を満足させられるシステムを作るべきである。

### 3 日弁連の動き

日弁連としては、以上の通りの国内の状況を考え損害保険会社との協議を続けた結果、権利保護保険という保険商品が販売されることとなり、その商品の弁護士紹介を担う制度を日弁連がつくることとなった。1999（平成11）年11月に日弁連理事会で制度創設の承認を経て、2000（平成12）年7月には日弁連と損害保険会社との協定書の締結が初めてなされ、同時に日弁連内

に「日弁連リーガル・アクセス・センター」（通称日弁連LAC）が設置された。現在は、このセンターが制度の発展維持と保険会社との協議を続けている。

現在、この保険は特に少額事件の紛争解決における弁護士の利用に役に立っているという状況である。

#### 4 制度の現状

2017（平成29）年9月段階で、日弁連と協定している損害保険会社等は13社、共済組合連合会3つで合計が16の協定会社となっている。その取扱にかかる保険の販売実績と弁護士紹介依頼件数は正比例して伸びている。

2017（平成29）年度は、4月から8月までの5ヶ月間ですでに弁護士紹介案件が、17,181件となっており、昨年度が1年で34,754件であった件数よりは、増加するだろうと予想されている。

なお、日弁連がプリベント少額短期保険株式会社との間で、「弁護士保険（権利保護保険）の制度運営に関する協定書」を締結したことに伴い、同社が2013（平成25）年5月から販売する単独型の弁護士費用保険「Mikata」において同社が導入する「初期相談」（電話で概括的な相談と法制度の情報提供並びに法律相談機関及び弁護士斡旋紹介制度等の広報活動を行うこと）について、東弁も、「東京弁護士会初期相談制度運営規則」を制定した上、同社との間で業務委託契約を締結し、2015（平成27）年1月から、弁護士を担当者として配置し、試行によりこれを実施することとなった。現状では、東京（午後担当）と大阪（午前担当）で1ヶ月約240件前後の初期相談があり、1ヶ月あたり30件前後の弁護士紹介がなされている。

更に、2015（平成27）年11月から、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から「弁護のちから」と呼称される多分野における弁護士保険の販売が始まり、この保険に関しても日弁連との間で追加の弁護士紹介の協定書が結ばれている。

#### 5 この制度の問題点と育成

一般的な法的紛争解決費用に関する保険は日本でも初めてであり、弁護士としても、社会に生じる紛争解決のためには将来的な発展を応援すべきである。しかし、この制度は、弁護士会が関与することを含め初めての試みである点を多く含み、制度の持つ問題点も意識した上での発展でなくてはならず、問題点を議論しておく必要性は大きい。この制度の問題点を意識しつつ、国民にとって利便性のあるものとして育て上げていくよう、弁護士会としても、積極的にその普及に協力していくべきである。

① 弁護士会での報酬規定が廃止されたために、この保険制度の安定には、この制度のための報酬基準を決める必要性があるところ、現在、旧日弁連報酬基準を基礎として保険金支払いに限定はされるが、円滑な保険金支払いについて基準が決められている。依頼された弁護士がこの点を理解した上で事件処理をすることが重要である。特に、保険金として支払われる弁護士報酬の額の妥当性は、問題となり得るのであり、保険会社と日弁連との協議を続ける必要性の一つがここに存在する。

訴額基準では弁護士報酬が安過ぎるという欠点があった少額事件関係は、時間制報酬制度による報酬請求により原則60万円まで請求できる制度となり、国民の少額事件における泣き寝入り防止に役立つことが期待されている。例えば、訴額が10万円の事件でも弁護士報酬は必要であれば60万円まで保険金として支払われるということである。ただ、ほとんどの弁護士が時間制弁護士報酬制度に慣れていないための問題点が現出している。

② 権利保護保険の内容はあくまで保険会社の商品開発の問題であり、全体として保険会社の開発姿勢に依拠しなくてはならない。このことは、解決費用としてどのような事件の費用に限定されるかは全て保険約款の内容の問題となることを意味し、その保険の内容が、国民にとって利便性のあるものとなるか否かは、保険会社間での自由競争原理での発展を望まざるを得ない。現在多くの法分野の紛争を対象とする保険商品が出ており、この保険により国民と司法との距離が近くなることは間違いない。そこで、今後は、どこまで対象法分野を広げた保険が発売されるかが大きな問題となろう。

③ 日弁連と損保会社等との協定書は、弁護士会が「適正な弁護士」を紹介する努力義務を負っている。弁護士会として、弁護士の供給体制を整えるためには多くの解決しなければならない問題が山積している。弁護士過疎地域での弁護士紹介、弁護士報酬請求の適正さの維持、不適切弁護活動に対する弁護士会の指導監督のあり方、は今後各弁護士会が特に気をつけて行かなければならないことであり、難しい。この弁護士の供給体制は、今後の弁護士の業務拡大にもつながることを意識すべきである。

④ 東弁のこの制度に対する姿勢は、規則でその紹介を受ける弁護士人数を制限している点、弁護士紹介だけでも法律相談センターと同じ率の納付金がある点など、制度の普及に対する障害となりかねない問題点があり、さらに今後の改善を検討していくべきである。

⑤ 保険事故か否かを判断するのは、保険会社であり、その判断の妥当性を担保する手段がどのように採られるかが問題である。

⑥ 保険商品の内容、販売方法、運営方法については、日弁連も協議に加わることが予定されているが、この協議の実効性を確保するための方策を常に考えていくべきである。

⑦ 保険で支払われる解決費用に、今後拡大することが予想される裁判外紛争処理機関での費用がどの範囲で含まれるかが問題である。その費用が含まれるような体制づくりに持って行くべきであろう。